様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	大津市浜大津公共広場における使用料の後納		
根拠法令名	大津市浜大津公共広場条例（平成９年条例第 43 号）	（条項）	第８条第１項 ただし書き
基準法令名		（条項）	
所 管 部 署	都市計画部　都市魅力創造課		
標準処理期間	７日	法定処理期間	

【審査基準】　・文書の名称【　　】
　　・掲載図書等【　　】
　　・内容　　■全部掲載　　□一部・項目のみ記載

〔広場の使用料の後納基準〕

広場に使用料の後納は、以下に掲げる事項を基準とする。

・行為許可日が属する年度と使用料の調定年度が異なる場合。
・行為許可日と行為の期間の初日が同日の場合。
・その他、市長が特別の理由があると認める場合。

参考

【根拠法令】

大津市浜大津公共広場条例

（使用料）

第８条　第４条第１項の許可を受けた者は、許可の際に、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。